

平成21年9月第18回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成21年9月3日第18回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 穴戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員 (0 名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税 務 課 長	日 下 初 夫	町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	鈴 木 光 範	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐 々 木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

日程第5 議案第58号 土地の取得について（工業用地等造成事業）

午前 9時58分 開会

議長（岩佐信一君） これより平成21年9月第18回互理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱ぐことをあらかじめ許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番 佐藤アヤ議員、12番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から9月18日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの16日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から条例案3件、補正予算案7件、土地の取得等その他10件、及び平成20年度各種会計の決算認定案11件の合計31件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を9名から受理しております。

第4、請願及び陳情・要望についてであります。陳情1件、要望1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、産業建設常任委員会から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、議員派遣の件について、会議規則第112条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告いたします。

なお、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書5件が提出されておりますので報告いたします。

第7、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の議会及び議長の動向について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（岩佐信一君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

産業建設常任委員長から報告願います。

委員長、登壇。

〔産業建設常任委員長 高野 進 君 登壇〕

産業建設常任委員長（高野 進君） まず、配付資料の4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

所管事務調査のご報告をいたします。なお、報告書の朗読をもってご報告いたします。記載のとおり朗読いたします。

平成21年8月31日。亘理町議会議長 岩佐信一殿。産業建設常任委員会委員長 高野 進。

所管事務調査報告書。本委員会は調査中の案件について、下記のとおり調査したので報告いたします。

記。1、調査事項。今後の町営住宅のあり方について

2、調査年月日。平成21年7月1日（水）、8月7日（金）

3、調査地。①宮城県多賀城市②不動産業者及び町内賃貸住宅経営者との懇談会（悠里館）

4、出席委員。委員長 高野 進 副委員長 鈴木高行 委員 平間竹夫 委員 佐藤アヤ 委員 佐藤 實 委員 山本久人 委員 安細隆之

5、調査の目的。本町の町営住宅は老朽化が進み、耐震診断の結果いかんでは、建て替えも検討すべき時期にきている。今後の町営住宅のあり方について、県内初の民間借り上げ方式による公営住宅建設を進めている多賀城市と町内の民間賃貸住宅の現状を調査した。

6、調査の概要。①借り上げ住宅制度について（多賀城市）

多賀城市は、老朽化する公営住宅の対策として「多賀城市借上市営住宅制度」を導入した。建物を土地所有者や民間業者に担ってもらい、完成後に市が一括して借り上げる制度である。市は多額の公営住宅建設初期費用を削減できるほか、残った市営住宅用地の売却や用地変更が可能になる。建て主は管理面の手間が省け、空室時のリスクも解消される。しかし、20年間借り上げた場合の平均収支額では、市の直接施工と借り上げ制度にほとんど差はなく、更に経過すると市が直接施工したほうが負担が少なくなる試算であった。

②不動産業者及び町内賃貸住宅経営者との懇談会

町内の賃貸住宅の現状を把握するため、不動産業者等との懇談会を実施した。

町内の賃貸住宅は飽和状態で、約2割の空き物件がある。しかし、町営住宅のような間取り（2LDK以上のファミリータイプ）は人気が高く、空きはほとんどない状況である。家賃は、築年数・所在等で異なるが3万5,000円から7万5,000円までとなっている。町が既存の賃貸住宅を借り上げた場合、空室解消になるが、所在が点在しているため修繕等を含めた管理、家賃や条件面、経営として成り立つかどうかなど問題視する意見もあった。

7、委員会の所見。今回、市営住宅の老朽化対策として「民間賃貸住宅借り上げ制度」を導入した多賀城市での視察調査や懇談会からの意見を踏まえると、まだまだ課題も多いと感じた。今後、近い将来築後経過とともに町営住宅を整備する時期が来た時に委員会として、その手法（直接施工、民間住宅借り上げ制度、PFI制度など）も含め、効果的な手法を検討し良好な住宅環境を提供すべく、より一層の調査検討が必要と考える。

以上、報告を終わります。

議長（岩佐信一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で所管事務調査報告を終わります。

日程第4 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、第18回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案15件及び諮問3件並びに

報告2件さらに認定11件であります。よろしく審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第58号 工業用地等造成事業に係る土地に取得については、太陽光発電用単結晶シリコンウェーハの生産企業であるエム・セテック株式会社が本町に企業進出するに当たり、工場用地として29万8,668平米を8億9,600万4,000円で取得することについて地権者と協議が調ったため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第59号、議案第60号及び議案第61号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在の固定資産評価審査委員である牛袋の南條清孝様、開墾場の安田一郎様及び箱根田東の鈴木敏雄様の三氏の任期が平成21年9月30日に満了するため、引き続き固定資産評価審査委員として選任したいので、地方税法第423条第3項に規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第62号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、雇用保険法等の一部改正に伴う条文の整理を行うものであります。

議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、政府の緊急の少子化対策として健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、4万円増額の42万円とするものであります。

議案第64号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部改正に伴い、延滞金の軽減期間を1カ月から3カ月に延長するものであります。

議案第65号 町民乗合バス購入事業に係る物品購入契約の締結については、平成17年9月より町内全域において運行し、ことしで4年目を迎える町民乗合自動車さざんか号の利用頻度の高い荒浜線で乗車定数人員を超える場合もあるため、29人乗りのマイクロバスを購入しその対策を講ずるものであります。この購入契約締結に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第66号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,078万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,298万2,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費については、町民の皆様並びに町議会議員各位にもご案内のとおり、9月12日に常磐自動車道山元インターチェンジから亙理インターチェンジ間の開通式が開催されることに伴いまして、終了後に、当該高速道路の用地取得等にご協力いただいた地権者を初め関係者に対し、山元町と共催で感謝の会を開催するための関係経費として、110万円を増額補正するものであります。

また、犯罪の防止と町民の安全確保を図るため、通勤・通学路や生活道路を重点的に本年度の当初予算で防犯灯の設置及び修繕について予算を提案し可決いただいておりましたが、今年度に入り新たに各行政区から設置等を要望する申し出があり、住民生活の安心安全を推進し犯罪を未然に防止する観点から、修繕料及び工事請負費あわせて240万円を増額補正するものであります。

3款民生費については、逢隈老人憩いの家の屋根が老朽化により雨漏りが発生したため、屋根の塗装等を実施するための修繕料など124万2,000円を増額補正するものであります。

また、昨年度に引き続き現在の厳しい経済状況下で幼児教育期の子育てを支援するため、国の緊急措置として子育て応援特別手当支給事業を実施するものであります。今回の事業については、第1子目からで小学校就学前3年間の子供1人当たり3万6,000円を支給するもので、関係経費あわせて3,630万円を増額補正するものであります。

4款衛生費については、国の経済危機対策の一環として、女性特有のがんである子宮頸部がんと乳がん検診の受診率向上を図るため、5歳刻みの対象年齢者に対して無料クーポン券及びがん検診手帳を配布し、がん検診の受診を促す事業を実施するもので、関係経費あわせて953万1,000円を増額補正するものであります。

また、新エネルギーの導入に対して補助金を交付し、新エネルギーの普及促進を図るため、本年6月の定例会において予算を提案し可決いただいておりましたク

リーンエネルギー自動車普及促進補助金については、本年7月1日より申請受付を開始していましたが、申請予定台数である40台を大幅に上回り現時点において103台の申し出があるため、地球温暖化の防止及び環境保全を第一に考え、増車の申請台数分の補助金額630万円を増額補正するものであります。

6款農林水産業費については、大畑浜の吉田排水機場の地下式燃料タンクが老朽化により腐食が見られるようになり、地下に油が流出するおそれがあるため、タンクを修繕する補修工事費として200万円を増額補正するものであります。

また、亘理土地改良区の事業において牛袋地区の支線排水路を整備することとなっておりますが、今年度施工分延長200メートルを整備する工事費の町負担分を補助金として250万円を増額補正するものであります。

8款土木費については、第4次亘理町総合発展計画の中で、本町の触れ合い交流拠点と位置づけ町外からの交流客も見据えた公園整備の拡充を図ることとしている鳥の海公園において、公園の環境整備充実のための園路舗装工事を施工するため、工事請負費540万円を増額補正するものであります。

9款消防費については、昨年度に引き続き、非常備消防に係る安全装備品として火災現場等において車両がホースを踏まないためのゴム製台であるホースブリッジ20組を、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金を活用し、非常備消防経費として117万6,000円を増額補正するものであります。なお、今回の整備により町内各分団のポンプ車及び積載車すべてに配備が完了するものであります。

10款教育費については、6月の臨時議会において予算を提案し可決いただいた亘理小学校西校庭芝生化事業において、従来当該地を使用していた野球スポーツ少年団及びサッカースポーツ少年団の関係者と今後の運営方法等について協議を行いましたが、中央公民館前の南広場についても亘理小学校西校庭と同様に多目的広場として相互活用を行いたい旨の申し出がありました。その結果、中央公民館前の南広場においても野球競技を実施できる設備が必要となったため、警察署側に防球ネットを設置する工事費及びグラウンド整備を行う費用として250万円を増額補正するものであります。

また、荒浜小学校において学校行事等を行う場合に児童の家族を初めとする来

校者の駐車場が狭隘となっているため、現在の来校者用駐車場に隣接する土地を駐車場用地として取得する購入費189万1,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税については、今回の補正の調整財源として5,908万5,000円を増額補正するものであります。

16款寄附金については、仙台市宮城野区福室字明神西83の上野株式会社代表取締役上野憲次様より10万円、及びふるさと納税による一般寄附として、仙台市青葉区在住の匿名希望の方より1万円、仙台市青葉区国見5-4-12三浦俊治様より200万円、亙理町逢隈中泉字町裏62番地佐藤哲雄様より10万円の貴重なご寄附をちょうだいいたしました。衷心より御礼を申し上げます。

次に、地方債の変更については、臨時財政対策債について借入可能額の確定に伴い借入限度額を変更するものであります。

議案第67号 平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,733万7,000円とするものであります。

歳出については、特定健康診査等事業として12万7,000円、及び40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に特定検診を実施し、その結果をもとに生活習慣病の予防を図るための事業として、特定保健指導事業関係経費あわせて262万1,000円を増額補正するものであります。

また、歳入では、財政調整交付金450万8,000円、介護従事者処遇改善臨時特例交付金307万5,000円、特定健康診査等事業の共同研究負担金12万7,000円を増額補正し、財政調整基金繰入金については、496万2,000円を減額補正するもので、財源の組み替えを行うものであります。

議案第68号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算のそれぞれにおいて予算の組み替えを行うもので、総額については当初予算同額の16億917万5,000円と変更がないものであります。

議案第69号 平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124万円とするものであります。今回の補正は、平成20

年度事業費確定に伴う精算により、社会保険診療報酬支払基金に対する返還金が生じたことにより増額補正するものであります。

議案第70号 平成21年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,182万2,000円とするものであります。

今回の補正については、平成21年度より介護報酬の3%の引き上げに伴い、国からの財源で平成20年度末に設置した介護従事者処遇改善臨時特例基金を活用し、介護保険制度啓発のためのパンフレットを購入するための経費として158万8,000円を増額補正することと、申請の増加から高額介護サービス費について1,200万円を増額補正するもの、さらに平成20年度事業費確定に伴う精算により社会保険診療報酬支払基金に対する返還金254万4,000円を増額補正するものであります。

議案第71号 平成21年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,448万7,000円とするものであります。

歳出については、サービスの充実あるいは季節ごとのメニューの検討などを行うため、わたり温泉島の海運営委員会を毎月開催するための委員報酬として51万2,000円を増額補正することと、温泉の泉質の影響からジェットバスのポンプの部品が摩耗しやすく修繕が必要となったことなどから修繕料として100万円を増額補正し、わたり温泉島の海運営基金積立金150万3,000円を減額補正する歳出予算の組み替えを行うものであります。

歳入については、繰越金9,000円を増額補正するものであります。

議案第72号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,271万8,000円とするものであります。

歳出については、工業用地として購入するに当たり、各地権者のご理解とご協力のもと田畑を今年度より休耕していただいております。しかしながら、カメムシ等による被害が周辺の農地へ影響することが懸念されることから当該地を航空防除の対象地区といたしました。その負担金44万8,000円を増額補正することと、補

償費において精査の結果N T T柱の移設等が必要になったため、504万5,000円を増額補正するものであります。

歳入については、一般会計繰入金549万3,000円を増額補正するものであります。

次に、諮問案件についてご説明を申し上げます。

諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員5名のうち2名の委員の任期が平成22年3月31日に満了するため、諮問第1号及び諮問第2号は八鍬紀子様、遠山正彦様を引き続き、諮問第3号は、仙台法務局から定員増の依頼があり、新たに中西紀子様をそれぞれ人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第3号 平成20年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率については、平成19年度決算から財政の健全性を判断する4指標の公表が求められることとなりましたが、本町においては、いずれも国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回り健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については、いずれも黒字となっているため、数値としてあらわせないものとなっているものであります。

また、実質公債費比率については、12.0%となっており、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%を下回っております。将来負担比率についても54.1%となっており、早期健全化基準350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率については、公共下水道事業特別会計及びわたり温泉島の海特別会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっているものであります。

報告第4号 平成20年度亙理町水道事業会計の資金不足比率については、報告第3号と同じように資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっているものであります。

最後に、認定第1号 平成20年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成20年度の歳入決算額88億5,625万8,000円に対し、歳出決算額84

億5,286万2,000円となり、歳入歳出差引額は4億339万6,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額としてご承認いただいております8,533万2,000円を差し引いた実質収支額は、3億1,806万4,000円の黒字となったものであります。

この認定第1号 平成20年度亙理町一般会計歳入歳出決算についてを含め、認定第2号から認定第10号までの各種特別会計歳入歳出決算については、会計管理者に、また、認定第11号 平成20年度亙理町水道事業会計決算については、上下水道課長に説明させますので、よろしくお願いをします。

以上、提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜り原案どおり可決認定くださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 議案第58号 土地の取得について（工業用地等造成事業）

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第58号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書に基づきましてご説明を申し上げます。

1ページでございます。

議案第58号 土地取得についてご説明を申し上げます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約をすることができるものとするという内容でございます。今回この議案につきましては、本会議の初日にご審議賜りますけれども、急ぐ理由としましては、本年度作付をしないご協力をいただいております。現在土地につきましては休耕しているという状態でございます。これについては、早く土地を取得して造成工事を行い企業側へ引き渡したいということで、地権者の同意を得ているわけでございます。あと2点目については、土地の取得を早くやりたいということでお願いしておりますので、稲刈り後に土地の取得の案件を提案しますと、新たに1年間分の作付補償等の経費が発生するということがございます。

ます。そういう状況から今回急いで提案するものでございます。

記以下のことについてご説明をします。1、事業名、工業用地等造成事業、2、所在地、亙理町逢隈高屋字渋田90番1ほか389筆、3、面積、29万8,668平米、4、金額、8億9,600万4,000円、5、契約の相手方、亙理町逢隈高屋字柴13番地安住源三郎ほか131名ということで、地権者は132名でございます。

2ページからは土地取得の明細表ということで、390筆、1番については亙理町江下囲いから逢隈高屋堂田、その次に5ページからは柵子囲い、そして8ページからは渋田囲いの1番のそれぞれの表記がございます。

最後に11ページをごらんいただきたいと思います。

これらの全体の390筆の地目別集計ということで、ちょっと説明をさせていただきます。田が、地積が27万3,350平米、平米単価が3,000円、土地の購入価格が8億2,005万円。畑が、2万5,201平米、単価が同じ平米当たり3,000円、金額で7,560万3,000円。今回は墓地がございます。墓地、117平米、単価は3,000円ということで同じでございます。金額については35万1,000円ということで、地積面積合計が29万8,668平米、金額が8億9,600万4,000円でございます。

12ページに地図ということで、ちょっと縮小をかけておりますので大変見づらいわけですが、色をつけて枠を組んでおります。枠内の32ヘクタール相当額の中の個人所有地が29万8,668平米ということでございまして、北側は町道下茨田柵子線、あと西側は町道江下1号線、南は鑑川の方ののり面でございます。あと東側については町道高屋野地線ということで、囲まれた一帯でございます。

内容については以上でございます。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 私は主に我々議会との関係で質疑します。

まず、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例があるわけなんですけれども、これは地方自治法96条に基づく5号及び8号に基づく条例ですけれども、この条例についてまず説明してください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 本町におきましては、亙理町議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得または処分に関する条例というのがございます。この条例の中の第3条でございますが、議会の議決に付すべき財産の取得及び処分ということで、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買い、もしくは売り払い、土地については1件5,000平米以上に係るものに限るというふうに条例で定めております。以上……（「2条は」の声あり）

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） この町の条例の第2条でございますが、これにつきましては、議会に付すべき契約ということでございまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とするというふうになっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） きょう議決されれば、用地の造成工事請負ということになりますね。1工区が10ヘクタールですけれども、これを何工区に分けるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 工区分けにつきましては、今のところ設計の数量が設計屋から出ておりますのでそれを積算しております。基本的には8工区以内ということで今検討しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 地方自治法第96条の意義、規定の意義、これはなぜ設けられたのか。地方自治法になぜ96条が設けられたのか。それとの関連で、先ほど条例の2条では5,000万以上が工事請負費ですね。それとの関連でこの工事事業費が3億8,000万です。8工区だと5,000万割るんですね。それと議会との関係でどのように考えているんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、土地の取得の案件でございますけれども、工事の額の質問でございますけれども、基本的には今回の企業誘致というのは、当然地元への波及効果も大きく期待されるということと、将来における互理町内での雇用

確保というのが非常に企業誘致の大きな課題でございます。そういう意味からしても、現在の経済状況を勘案した場合、できるだけ地元の業者さんの方に発注をしたいということで、あくまでも議会の議決を軽視するわけではなく、これについては慎重に対応してまいりたいというふうに考えています。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの鞠子議員の土地の取得と工事請負を、第2条が工事請負関係項目、第3条が用地取得、その基準についてはご案内のとおり地方自治法施行令に定められております。それに基づきまして条例を制定しております。そこで、用地取得については先ほど来説明あったとおり、面積については、5,000平米で700万を超えるものについては議会の議決を必要とする、工事請負契約については、5,000万以上のものについては議会の議決をすると、それが96条にあるわけです。96条そのものについては、条例あるいは予算、工事関係、用地の取得ということで、13号までであったかな、12号か、13号までの例えば寄附の問題、条件寄附あるいは（「15ですね」の声あり）15までですね、そういうことで議会の議決にかける事案、議決事件ということでご理解願いたいと。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時48分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 佐藤 アヤ

署名議員 佐藤 實